

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2026

9

No.2189

特集

中小企業のAI活用
日々の業務効率化につなげる活用の視点

川崎市からのお知らせ【P.4～7】

今月のトピックス【P.8～】

- 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！
- 毎年9月は「障害者雇用支援月間」です
- 令和8年度業務改善助成金のご案内

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】

Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



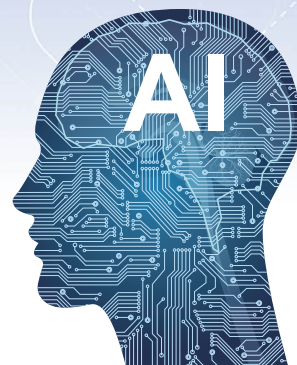
中小企業のAI活用 ～日々の業務効率化につなげる活用の視点～

かながわ補助金研究会 中小企業診断士 堀澤 良和

1. はじめに

令和7年版情報通信白書によると、国内企業のうちAIを業務で利用しているのは55.2%、生成AI活用方針を定めている企業は約半数にのぼるとのことです。規模の大きな企業やIT系の企業はこういったツールの使用方針を出しているところもありますが、進歩の速さも相まってどこも様子見になってしまっているのが実状ではないかと思われます。また、特に小規模企業においては業務利用率はまだ低いままなのではないでしょうか。

「AIで使用しているツールは何ですか?」と聞かれたら大抵の方はChatGPT、Gemini、Copilotといった回答をされると思います。無料で手軽に使えます。聞けばなんでも答えてくれます。便利です。でも、実際の業務でどういう使い方をしていますか? 調べものくらいではないでしょうか。営業を担当されている方の中には、顧客への提案書作成に活用している方もいるでしょう。確かに楽にはなっているけれど、もう少しなにかできないかと思っている人も多いのではないのでしょうか。本稿では、AIを「調べもの」以上の存在として活用し、日々の業務効率化につなげるための視点をご紹介します。ポイントは、社外向けと社内向けとで活用の仕方を明確に分けて考えることです。



2. 社外向けは慎重に

〇〇社のコールセンターに問い合わせかけても、チャットボットやAIに繋がってなかなか人間のオペレーターに繋いでもらえずイライラした・・・という経験をお持ちの方も多いと思います。

結論から申し上げますと、社外向け業務へのAI導入は慎重に進めてください。営業や担当の方が対応することが知らず知らずのうちにあなたの会社の強みになっていることがあります。「〇〇さんが担当してくれるからあなたの会社と取引する」という得意先も少なくないでしょう。その強みを自ら消すようなことはしてはなりません。AIによる自動応答は、確かに人件費や対応時間の削減につながります。しかし、顧客が本当に求めているのは、迅速な回答そのものよりも「話を聞いてもらえた」「理解してもらえた」という安心感であることも少なくありません。社外向け業務にAIを導入する際は、コスト削減効果だけでなく、顧客体験にどのような影響を与えるかを慎重に見極める必要があります。

3. 社内業務の効率化に向けて

ただし、人材難が叫ばれる今、顧客満足度を下げないことを前提に、社内業務の効率化を徹底しなければなりません。企業である以上、社員は何らかのルールに従って行動しています。納期であれば納期算出表、製品であれば仕様書・マニュアル、総務部門であれば人事規定もその中に入るかと思います。ただ、実際のところは、共有すべき情報が特定の人にしかわからないという事象がどこの企業にも発生しているのではないのでしょうか。それに対しての社内からの問い合わせ対応で時間を取られているなんてことはありませんか。

皆さんはRAG型AIという言葉聞いたことはありませんか？ Gemini Notebook(旧名称:NotebookLM)というツールが代表的なものです。言葉は聞いたことあるけど使用したことはない、という人が多いのではないのでしょうか？ RAG型AIとは、自社の規定やマニュアルなどの独自データを事前に読み込ませておき、一般的な知識ではなく、その独自データに基づいて回答を生成する仕組みのAIです。自社の納期条件を与えるとその条件に従って納期回答を行います。製品のマニュアルを与えるとその仕様に従って対応可否を返します。たとえば、月100件ほどある納期確認の問い合わせを自己解決に回せれば、対応に1件10分かかっていたとして月15時間程度の工数削減も見込めます。まずは社内問い合わせを減らし、業務を効率化すること。これが、確実な初めの一歩となります。

今日からできること

- 社内資料を1か所に集める：マニュアル・規定・FAQなどをまずひとつのフォルダにまとめる
- 小さく試す：一部署・一業務に絞って無料のRAG型AIツールで試験導入する
- 効果を測る：問い合わせ件数や対応時間の変化を記録し、次の展開の判断材料にする

4. 川崎市内の企業の皆さまへ

川崎市では、令和8年度川崎市中心小企業成長環境支援補助金でAIを用いたシステムやソフトウェアの導入（生産性向上支援枠）、従業員へのAI活用研修・スキル習得（リスクリング支援枠）への経費補助を行っています。生産性向上支援枠は補助率2分の1以内（賃上げを表明した事業者は3分の2以内）、上限100万円（同200万円）、リスクリング支援枠は補助率2分の1以内（デジタル人材育成は3分の2以内）、上限20万円（同30万円）です。AIの導入にお困りの方は利用を検討してみてください。

詳細は以下HPをご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000186427.html>

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課

電話 044-200-3896 メール 28keiei@city.kawasaki.jp



5. おわりに

生成AIへの取り組みは、コスト削減や生産性向上を通じて財務面にも影響を及ぼし得るため、企業の競争力を左右する経営課題だと言えます。まずは自社の業務全体を俯瞰したうえで、担当者の頭の中にしかない知識やノウハウを文書化し、RAG型AIに取り込むことから始めてみてはいかがでしょうか。人手不足が深刻化する中小企業にとって、限られた人員をより付加価値の高い業務へ振り向けることは急務です。AIはあくまで手段であり、目的は業務の質を落とさずに効率化を図ることにあります。小さな一歩からで構いません。まずは自社に合った活用方法を、できるところから模索してみてください。

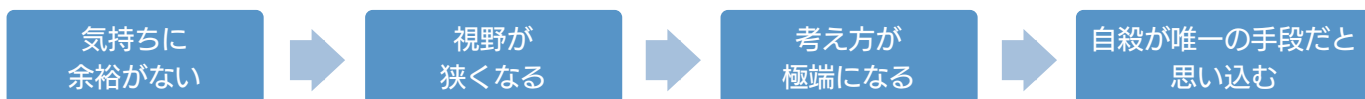


9月10日は世界自殺予防デー

～ 働く人に知ってほしい「ゲートキーパー」の役割 ～

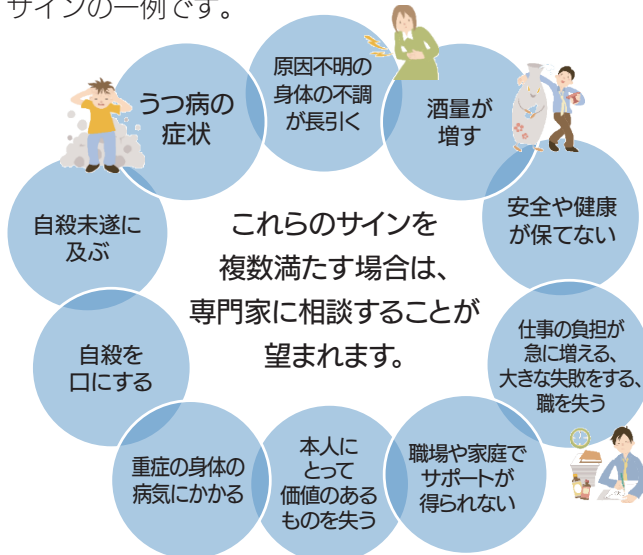
仕事の責任や職場の人間関係、家庭との両立など、働く世代はさまざまなストレスを抱えています。ストレスが続くと、眠れない、食欲がない、疲れが取れないなどの心身の不調が現れることがあります。こうした状態を放置すると、心の健康に大きな影響を及ぼすことがあります。また、これらは「うつ」のサインの場合があり、自殺(自死)で亡くなった方の多くが自殺(自死)時に何らかの精神科診断がつく状態であったとされ、自殺(自死)に最も関係の深い病態はうつ病・うつ状態と言われています。また、自殺(自死)が起こる背景には、健康問題、経済問題、家庭問題等、さまざまな要因が複雑に絡み合っています。

■自殺に傾いている人の特徴



■身近に気になる人はいませんか

次のようなサインは、抱えている困難や自殺の警告サインの一例です。



出典：職場における自殺の予防と対応(中央労働災害防止協会 労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会より引用改変)

自殺の危険が高いと思われる人への対応として

「TALKの原則」というのがあります。

Tell, Ask, Listen, Keep safe の頭文字をとっています。

T：心配しているということをはっきりと言葉に出して伝える

A：自殺についてはっきりと尋ねる

L：相手の訴えを傾聴する

K：危険と思ったら、その人を一人にしないで安全を確保したうえで、必要な対処をする



川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」

ささあえるとうれしいね ひとり、ひとりがゲートキーパー

■ひとり、ひとりが「ゲートキーパー」

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人の変化に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援に繋ぎ、見守る人のことです。特別な資格は必要ありません。職場の仲間や家族の「いつもと違う変化」に気づき、ひと声かけることが大切な支援につながります。

ゲートキーパーの役割

- ① 気づき・・・元気がないな、表情が暗いな等、周囲の人の様子がいつもと違うことに気づく。
- ② 声かけ・・・勇気を出して声をかける。
「眠れていますか?」「なんだか辛そうだけど...」「ごはん、食べられていますか?」等
- ③ 傾聴・・・相手の話に耳を傾け、その言葉と気持ちを受け止める。共感、支持する。
- ④ つなぎ・・・相談窓口へつなぐ。1人で判断に迷うときは、お住まいの市町村の相談窓口へ連絡してください。ホームページでも、さまざまな相談窓口をご案内しています。

＜主な相談先＞

・こころの電話相談：044-246-6742 (毎日9時～21時)

※年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月3日)は9時から17時まで

・川崎いのちの電話：044-733-4343 (365日24時間受付)

川崎市 こころ

検索

～ お住まいの自治体でも相談窓口があります～

セミナーのお知らせ <事前申込・申込先着順・受講料無料>

●第1回労務管理セミナー「義務化されたカスハラ対策！～企業と従業員を守る実務対応～」

令和8年10月から、すべての企業でカスハラ防止措置が義務化されます。

BtoCだけでなくBtoBでも起こりうるカスハラに対して、企業が取べき具体的な対応策について専門家がポイントを絞ってわかりやすく解説します。

日 時 令和8年9月30日(水) 14時～16時

会 場 てくのかわさき てくのホール

川崎市高津区溝口1-6-10 (JR武蔵溝ノ口駅、東急溝ノ口駅から徒歩約5分)

対 象 50人(申込先着順)、人事労務担当者・労働者・テーマに興味のある方などどなたでも

申込方法 二次元コードからお申し込みください。

●第2回労務管理セミナー「同一労働同一賃金について～ガイドラインの改定と実務におけるポイント～」

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、改正「同一労働同一賃金ガイドライン」が令和8年10月から施行されます。改正されたガイドラインに新たに盛り込まれた具体例等の重要なポイントや、実務を行う上で留意すべき点について、労働問題に詳しい弁護士がわかりやすく解説します。

日 時 令和8年11月10日(火) 14時～16時

会 場 川崎市産業振興会館 9階第3研修室

川崎市幸区堀川町66-20 (JR川崎駅、京急川崎駅から徒歩約8分)

対 象 50人(申込先着順)、人事労務担当者・労働者・テーマに興味のある方などどなたでも

申込方法 二次元コードからお申し込みください。

●両立応援セミナー「育休復帰準備セミナー 応援します!安心してスタートするための第一歩」

育児休業からの職場復帰や再就職、不安に思うことはありませんか？

そんな不安を解消するための「働き方」と、家庭での「家事・育児の共有」について、今のうちにパートナーとポジティブに話し合い、不安を解消しましょう。仕事と家庭、どちらも大切にしたいあなたを応援する講座です。パートナーと一緒にはまたはおひとりでも、ぜひご参加ください！

日 時 令和8年10月24日(土) 10時～12時

会 場 リンクス溝ノ口 2階 会議室

川崎市高津区溝口1-6-12 (JR武蔵溝ノ口駅、東急溝ノ口駅から徒歩約5分)

対 象 30人(申込先着順)、託児あり(事前予約制・定員あり・申込先着順・無料)

申込方法 二次元コードからお申し込みください。

【問合せ】神奈川県かながわ労働センター川崎支所

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝ノ口1階
(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝ノ口駅から徒歩5分)

電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180



かながわ労働センター
川崎支所ホームページ

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

ご加入の保障に
自然災害(地震・台風など)保障が
ついているか確認してみましょう!

公式キャラクター
ピットくん

火災共済 のみ加入

月払掛金 1,500円
年払掛金 17,500円

自然災害共済 ベーシック(タイプB) を 同口数付帯

月払掛金 4,000円
年払掛金 47,500円

最高**300万円**の支払い

※「マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)」の場合、支払いはありません。

最高**2,500万円**の支払い
(火災共済からの支払額を含む)

保障されません

最高**750万円**の支払い

※加入いただける口数は、住宅所在地・建物構造区分・坪数・同居家族数等により変わります。 ※損害・被害の程度・加入口数によって保障額は異なります。

1426B004 **こくみん共済** NEWS

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

神奈川推進本部
(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この職目に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済 coop

<https://www.zenrosai.coop/>
ホームページからもお問い合わせいただけます

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

従業員の「妊娠」・「不妊治療」と仕事の両立を応援しましょう



プレコンセプションケア知っていますか？

プレコンセプションケアとは、性別を問わず、妊娠・出産を含む将来のライフデザインや健康を考え、日常生活や健康管理に取り組むことです。企業では、従業員が将来のライフプランを見据えながら健康に働き続けられる環境づくりが求められています。



【こども家庭庁ウェブサイト】はじめようプレコンセプションケア▲

母性健康管理指導事項連絡カード(母性連絡カード)を知っていますか？

医師等による女性労働者への指示事項を、適切に事業主に伝達するためのツールです。働く妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容を事業主に的確に伝えるためのもので、事業主は「母性連絡カード」が提出された場合、記載内容に応じた適切な母性健康管理措置を講じる義務があります。



【厚生労働省ウェブサイト】働く女性の心とからだの応援サイトでは、妊娠中又は出産後の女性労働者の母性を▲守るため、企業に対して義務付けられている母性健康管理制度を紹介しています

不妊治療と仕事の両立のこと

日本では、不妊を心配したことがある夫婦は39.2%で、夫婦全体の約2.6組に1組の割合になります。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある(または現在受けている)夫婦は22.7%で、夫婦全体の約4.4組に1組の割合になります。(令和8年3月厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」より)

不妊治療と仕事の両立を目指す 従業員を応援しましょう

不妊症には男性側・女性側両方の要因がありますが、治療は女性のからだの周期に合わせて継続的に行う必要があり、仕事を休む必要も出てきます。

さらに、身体的・精神的な負担の大きさから仕事との両立を困難に感じ、離職するケースもあります。職場が両立を応援することは、離職を防ぎ、従業員の安心感やモチベーションにつながるなど、職場にとっても大きなメリットがあるはずです。

まずは担当者・担当部署を決めて 情報収集・周知から

主導する部門や担当者等を決定し、不妊治療のことや、上司として相談を受けたときの対応方法、職場全体での配慮について周知をしていきましょう。

他社で取り入れている支援方法(不妊治療休暇、時差出勤制度など)についても情報収集できるとよいでしょう。

【問合せ】川崎市 こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当 電話 044-200-2450

川崎市に賃貸型工場・R&D施設が新たに誕生します。

川崎市では、工場跡地の住宅化などにより操業用地が減少する中、「中小製造業等の集積の維持・強化に向けた取組方針」に基づき、産業集積の維持・強化を推進しています。こうした中、市内で令和9年～10年に研究開発・試作・製造に対応した大型の賃貸型工場・研究開発施設の整備が予定されています。



innoba (イノーバ) 川崎 (開発事業者：三菱商事都市開発株式会社)

所在地 川崎市麻生区南黒川12-1
アクセス 小田急多摩線「黒川」駅徒歩3分
貸床面積 9839.89㎡
1区画あたり面積 約70㎡～230㎡
開業時期 令和9年秋頃(予定) 詳しくはこちら▶



(仮称)LOGIFRONT 01-LabFactory川崎高津 (開発事業者：日鉄興和不動産株式会社)

所在地 川崎市高津区下野毛2丁目976-1 ほか
アクセス 東急バス「宮内西」徒歩約分2分
貸床面積 マルチユース区画21,668.11㎡、小規模区画1,875.22㎡
1区画あたり面積 マルチユース区画約93.98㎡～、小規模区画 約50.43㎡～
開業時期 令和10年春頃(予定) 詳しくはこちら▶



【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課 立地調整担当 電話 044-200-2333

中東情勢の影響を受けている中小企業者等向けの融資制度 川崎市緊急経営応援資金

中東情勢の影響により、厳しい経営環境にある市内中小企業者等に対する支援を行うため、令和8年12月28日保証申込受付分※まで、一般枠及びセーフティネット(5号)枠の信用保証料補助率を100%とした「川崎市緊急経営応援資金」を設け、中小企業者等の資金繰りをサポートします。

※保証申込受付とは、信用保証協会が申込みを受け付けた日となります。

【問合せ】川崎市 経済労働局 金融課 電話 044-544-1846 FAX 044-544-3263
中小企業溝口事務所 電話 044-812-1112 FAX 044-812-2075



制度の概要	
資金名	緊急経営応援資金
融資対象者	中東情勢の影響を受けている中小企業者等 次の(1)から(7)のいずれかに該当する者 (1)最近1か月間の売上高が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高と比較して10%以上減少している者 (2)最近1か月間の売上高総利益率が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率と比較して10%以上減少している者 (3)最近1か月間の売上高総利益率が、直近3決算期のいずれかの売上高総利益率と比較して10%以上減少している者 (4)直近決算の売上高総利益率が、過去3決算期のいずれかの売上高総利益率と比較して10%以上減少している者 (5)最近1か月間の売上高営業利益率が、直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率と比較して10%以上減少している者 (6)最近1か月間の売上高営業利益率が、直近3決算期のいずれかの売上高営業利益率と比較して10%以上減少している者 (7)直近決算の売上高営業利益率が、過去3決算期のいずれかの売上高営業利益率と比較して10%以上減少している者 ※セーフティネット(5号)枠は、(1)から(7)のいずれかに該当し、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定を受けた者 ※業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、「直近3年のいずれかの年の同月の売上高」「直近3年のいずれかの年の同月の売上高総利益率」又は「直近3年のいずれかの年の同月の売上高営業利益率」については、それぞれ「最近3か月間の月平均売上高」「最近3か月間の月平均売上高総利益率」又は「最近3か月間の月平均売上高営業利益率」に読替え
融資限度額	3,000万円(一般枠で3,000万円、セーフティネット(5号)枠で3,000万円をそれぞれ融資限度額とします。)
融資期間	運転資金 3年以内(据置期間1年以内を含む)
融資利率	1年以内：年1.5%以内、1年超3年以内：年1.8%以内
信用保証料(率)及び市補助率	・一般枠分 年0.000%【市100%補助後】(補助前 年0.450%～1.900%) ・セーフティネット(5号)枠分 年0.000%【市100%補助後】(補助前 年0.765%) ※いずれも条件変更分に対する補助なし
申込先	取扱金融機関

市民の
皆さま

川崎市プレミアムデジタル商品券の2次販売申込を受け付けています!

物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えや地域経済活性化を目的として、PayPayアプリを活用したプレミアム付デジタル商品券を発行します。

※1次販売を実施しましたが、応募口数が発行口総数の400万口以内であったため、2次販売を実施します。

発行総額	104億円(販売額80億円、プレミアム分24億円)
発行口総数	400万口 ※応募者多数の場合は、一次販売で購入していない方を優先して抽選を行います。
2次販売対象口数	約104万口
発行形態	PayPayアプリによる電子商品券
1口あたりの構成	1口2,600円分のデジタル商品券を2,000円で販売【プレミアム率30%】 ※内訳：全店舗共通券(1,600円)と中小店舗専用券(1,000円)
申込方法	令和8年8月31日(月)10時～9月24日(木)17時に、下記商品券特設ページから申込み
利用期間	令和8年6月29日(月)～令和8年12月25日(金) ※2次販売分については、抽選結果日(令和8年10月20日(火))以降、購入・利用が可能です。
利用対象者	市内在住者 ※在勤・在学の方は対象外です。
利用可能店舗	川崎市内のPayPay利用可能店舗(一部の店舗を除きます)
購入限度	1人に付き最大20口まで ※家族(2親等まで)の代理購入可能



【申込み・問合せ先】 電話 0120-591-915 <受付時間> ※時間に変更になる可能性があります。

8月3日(月)～9月30日(木) 9時～20時(平日のみ)

10月1日(木)～1月29日(金) 9時～18時(平日のみ)

川崎市プレミアムデジタル商品券

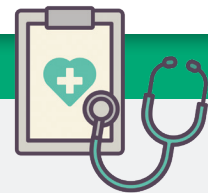
検索



特設ページ▲

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見を踏まえた就業上の措置の実施について、事業者の皆さまに改めて徹底していただくことを促すため、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的に啓発を行っています。



「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

【重点事項】

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。)に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法(大正11年法律第70号。)に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における地域産業保健センターの活用

特に以下二つはリーフレットにも記載されているのでぜひご覧ください。

1. 健康診断及び事後措置の実施の徹底

■健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2. 医療保険者との連携

■医療保険者^{※1}は、法により労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断の結果を求められた場合は提供にご協力ください。(※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。)

「9月は「職場の健康診断実施強化月間」です」リーフレット▶



毎年9月は「障害者雇用支援月間」です

9月は「障害者雇用支援月間」です。事業主のみならず、広く国民の皆さんに対して障害者雇用の機運を醸成するとともに、障害者の職業的自立を支援するため、厚生労働省や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構をはじめとする関係機関が協力して、様々な啓発活動を行っています。

事業主が利用できる支援策 【一部抜粋】

企業などで障害者を雇用する際には、障害者が働きやすい環境を整備するため、作業施設や作業設備の改善、職場環境の整備の費用など、経済的負担も伴います。障害者の雇用に取り組む事業主に対して、次のような支援がございます。

(1) ハローワーク

障害者を対象とした求人の申込みを受け付けるほか、障害者を雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

(2) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

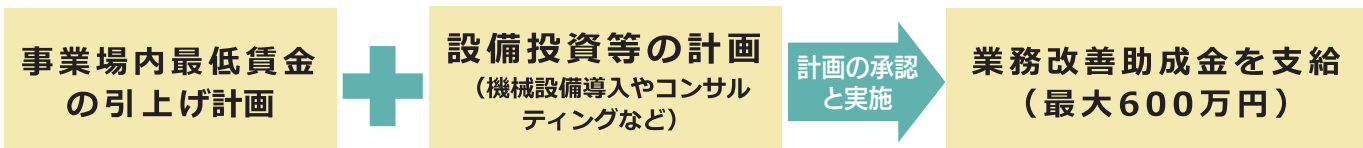
障害者の雇用支援に関する相談窓口、障害者雇用納付金の申告や助成金の受付、イベント・セミナーの開催や調査研究に関する情報等を提供しています。

この他にも、障害者雇用に関する様々な支援策や助成金がございます。
詳しくは、厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



令和8年度業務改善助成金のご案内

厚生労働省は経済産業省と連携し、最低賃金の引上げにより、影響を受ける中小企業に対して、様々な支援を実施しています。その一つが**業務改善助成金**です。業務改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。今年度の交付申請の受付開始日は、**令和8年9月1日**となります。



※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由**がないこと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業所ごとに申請いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

【参考】神奈川県での令和7年度地域別最低賃金の発効日 令和7年10月4日

助成上限額と助成率

- 助成上限額は、事業場内最低賃金の引上げ額及び引き上げる労働者数によって変わります。
引上げ額は、50円以上、70円以上、90円以上の3つの区分で、引き上げる労働者数に応じて、**上限額は30万円から600万円**になります。
- 助成率は、神奈川県内の事業所では**3/4**になります。

助成対象経費

助成対象となる経費は「生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等」です。また、**特例事業者**のうち、物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等の新規導入経費も助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (物価高騰等要件のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する 設備投資など	○	○	(設備投資) ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 (経営コンサルティング) ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
生産性向上に資する設備投資 などのうち、PC、スマートフォン、 タブレット等の端末と周辺機器 の新規導入	×	○	



詳しくは、厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。

令和8年9月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

- * 6月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.84倍で前年同月に比べ0.01ポイント下回りました。
- * 6月の川崎市内の有効求人倍率は、0.73倍で前年同月に比べ0.04ポイント上回りました。

項目 年月	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和5年度平均	9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均	9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年度平均	9,480	6,509	15,989	95,534	8,430	12,983	21,412	113,081	1.13	0.50	0.75	0.85
令和8年 1月	9,177	6,580	15,757	95,733	7,787	12,306	20,093	106,686	1.18	0.53	0.78	0.83
2月	9,319	6,691	16,010	97,901	7,867	12,403	20,270	107,724	1.18	0.54	0.79	0.84
3月	8,965	6,309	15,274	96,718	8,080	12,729	20,809	111,155	1.11	0.50	0.73	0.83
4月	9,612	6,456	16,068	94,045	8,721	13,839	22,560	119,508	1.10	0.47	0.71	0.83
5月	9,712	6,656	16,368	93,142	8,852	14,170	23,022	121,497	1.10	0.47	0.71	0.83
6月	9,648	7,234	16,882	94,924	8,868	14,324	23,192	122,177	1.09	0.51	0.73	0.84
資料出所	川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1) 労働市場は新規卒卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
- (注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
- (注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
- (注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 6月の完全失業者数は178万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

項目 年月	完全失業者 (全国)		完全失業率(%)	有効求人倍率
	万人	前年比	全国	全国
令和5年平均	178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均	176	-1.1	2.5	1.25
令和7年平均	176	-0.3	2.5	1.22
令和8年 1月	179	9.8	2.7	1.18
2月	180	9.1	2.6	1.19
3月	194	7.8	2.7	1.18
4月	193	2.7	2.5	1.18
5月	185	1.1	2.5	1.17
6月	178	1.1	2.5	1.18
資料出所	総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和8年6月の労働災害発生状況は、前年比17件減の421件となりました。

業種 区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
			件数	前年比(%)
製造業	35 (0)	46 (0)	-11	-23.9
建設業	43 (2)	43 (2)	0	0
運輸業	82 (1)	96 (1)	-14	-14.6
第三次産業	253 (1)	244 (2)	9	3.7
鉱業、農林業 畜産・水産業	8 (0)	9 (1)	-1	-11.1
総計	421 (4)	438 (6)	-17	-3.9
資料出所	神奈川労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1) 休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数
死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計。
- (注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
- (注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃と畜業・その他」の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 6月の川崎市消費者物価指数は、111.8となり、前年同月に比べ1.4ポイント上回りました。 P:速報値

項目 年月	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況		
	県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国 前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和5年平均	386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6 3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均	408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5 2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和7年平均	425,218	407,680	136.7	141.1	12.0	11.5	110.3	2.8	111.9 3.2	110.8	102.1	7	47	858
令和8年 1月	342,770	336,713	132.9	135.3	11.8	11.3	111.4	1.8	112.9 1.5	118.1	104.5	4	52	887
2月	337,162	337,184	129.8	134.9	11.4	11.4	110.6	1.4	112.2 1.3	114.1	102.4	6	35	851
3月	364,564	359,724	136.8	140.1	12.1	12.0	110.8	1.2	112.7 1.5	104.6	102.0	8	59	924
4月	366,471	352,253	143.9	146.8	13.2	12.2	111.4	1.4	113.0 1.4	119.3	102.5	13	46	883
5月	366,712	349,533	132.6	135.2	12.3	11.1	111.9	1.8	113.5 1.5	P104.9	102.6	10	43	780
6月		P646,206		P145.1		P11.4	111.8	1.4	113.6 1.7		P103.9	8	46	1,021
資料出所	県:統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国:厚生労働省「毎月勤労統計調査」						全国・市:総務省統計局「消費者物価指数」			県:統計センター「工業生産指数月報」 全国:経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県:金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国:東京商工リサーチ「企業倒産状況」		

- (注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
- (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
- (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

学生アルバイトは人手不足が続く中、事業所にとって欠かせない存在です。また、学生にとっても、アルバイトは社会経験を積み、自ら収入を得る貴重な機会となっています。今回は、学生アルバイトに関するよくある疑問を3つご紹介します。



学生アルバイトを採用する際、気を付けることはありますか。



学生であっても、労働基準法などの労働関係法令が適用される「労働者」です。採用時には賃金や労働時間などの労働条件を書面で明示する必要があり、最低賃金や割増賃金、年次有給休暇などのルールも原則として一般の従業員と同様に適用されます。なお、18歳未満の労働者を雇用する場合は、深夜業や危険有害業務などに制限があるため、特に注意が必要です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001446331.pdf>

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/002285154.pdf>



学生アルバイトから、シフト変更の申し出があった場合、応じなければなりません。



シフトは労働契約の一部であり、事業主・労働者のどちらか一方の意思だけで変更することはできません。ただし、事業主には、学業と仕事の両立に配慮した雇用管理が求められます。授業や試験などでシフト変更の申し出があった場合は、双方で話し合って柔軟に調整しましょう。また、学生アルバイトにも職場の一員として、役割や約束を果たす姿勢を求め、勤務が難しいことが分かった時点で早めに相談するよう伝えておくといでしょう。



学生アルバイトを社会保険や雇用保険に加入させなければなりません。



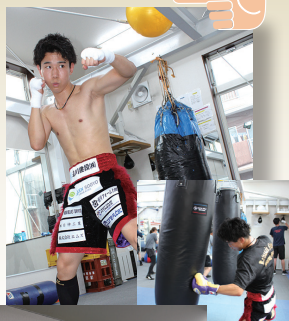
雇用保険は原則として昼間学生は適用対象外です。また、健康保険・厚生年金保険も、学生は原則として短時間労働者への適用拡大の対象外であり、労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4未満の学生であれば加入対象となりません。しかし、いずれも就学状況や勤務条件によっては加入が必要になることもあるため、加入の要否を確認してください。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/>



※疑問やトラブルが生じたときは、まずは事業主と学生で話し合い、解決が難しい場合は学校や公的な相談窓口の活用をおすすめします。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください。▶▶



今月の表紙は、小田急線向ヶ丘遊園駅から徒歩3分の「川崎新田ボクシングジム」。運動不足の解消を目的とした未経験の方の指導から、本気でプロを目指したい方の育成まで幅広く行っているジムです。

かわさきスポーツアンバサダー※に認定されている当ジムは、平成15年の開設以来、日本チャンピオン、東洋太平洋チャンピオンなど様々な選手が誕生してきました。会長の新田氏も第32代東洋太平洋バンタム級チャンピオンに輝いた経験者。とはいえ、ダイエット・健康増進を目的とした「女性クラス」や「オヤジクラス」、賑やかな「キッズクラス」など、8割がプロ以外という、初心者でも通いやすい老若男女大歓迎のアットホームなジムです。2フロアのジム専用ビルには公式サイズに近い広々としたリングや男性・女性専用の更衣室・シャワーがあり、ジムに近づくにつれミット打ちの音と、活気溢れる子ども達の声が聞こえてきます。

当ジムでは、10月24日(土)に後楽園ホールで「ホープフルファイトvol.46」を興行予定。取材当日に撮影にご協力いただいた、新進気鋭の若手プロボクサー：内藤大起選手を含めた若手プロボクサーが出演します。刺激の足りないそこのアナタ、まずは試合観戦から始めてみては!?

表紙：トレーニング中のジム会長の新田氏と内藤選手

※かわさきスポーツアンバサダー
川崎市を拠点に活躍し、競技実績と地域貢献活動の両面で優れたスポーツ団体等を「かわさきスポーツアンバサダー」として市で認証しています。

川崎新田ボクシングジム
住所：〒214-0014 川崎市多摩区登戸2929
電話：044-932-4639



プロボクサーの内藤選手(背面)、トレーニング風景(右下)、歴代のプロボクサーの写真(左下)

第122期川崎労働学校 受講生募集

先着順
定員**50名**



川崎労働学校は、職場で起きているさまざまな労働問題、労働法や社会保障の
関係、働くためのルールなどについて、各分野の専門家が講義を行い、時代背景
や現状を踏まえた専門的な知識を学ぶカリキュラムです。

日 時 令和8年10月19日(月)～令和8年12月14日(月) 18時30分～20時30分
全15講座 **(10回以上受講された方には川崎市長名の修了証をお渡しします!)**

会 場 川崎市生活文化会館(てくのかわさき) 4階 会議室 **受講料** 3,300円(消費税込・全15講座分)

申込締切 令和8年10月13日(火)まで **定 員** 50名(先着順・定員に達した場合は募集終了)

回	日程(令和8年)	テーマ(講義内容)	講 師
1	10月19日(月)	《総論》労働法の意義と最近の動向	法政大学教授 沼田 雅之
2	10月22日(木)	就業規則をめぐる諸問題 (就業規則の機能、法的性質、就業規則の内容、作成手続、不利益変更など)	法政大学教授 藤木 貴史
3	10月26日(月)	労働関係の始まりと法的諸問題(労働契約の締結、労働契約と就業規則・労働協約・労使慣行 の関係、採用内定、試用期間、労働条件の明示義務など)	中央大学教授 井川 志郎
4	11月2日(月)	業務命令・人事異動(業務命令権の根拠と限界、配転・出向、転籍命令の限界など)	中央大学教授 井川 志郎
5	11月5日(木)	労働関係の終了(退職、解雇、人員整理解雇、懲戒解雇、定年制などにも言及)	青山学院大学教授 細川 良
6	11月9日(月)	賃金(退職金制度、成果主義賃金、年俸制にも言及)	青山学院大学教授 細川 良
7	11月12日(木)	労働時間制度 その1 (労働時間の定義、法定労働時間の原則と変形労働時間制度、フレックスタイム制など)	法政大学教授 沼田 雅之
8	11月16日(月)	労働時間制度 その2 (みなし労働、労働時間制の例外＝労働基準法33条、36条、40条、41条など)	法政大学教授 沼田 雅之
9	11月19日(木)	休憩・休日・休暇(休日振替、代休、年休以外の休暇にも言及)	専修大学教授 長谷川 聡
10	11月24日(火)	社会保障の現代的課題(医療・年金をめぐる仕組みと課題)	関東学院大学教授 大原 利夫
11	11月26日(木)	非正規社員の法的地位(パートタイム労働、期間雇用の法的問題)	法政大学講師 山本 圭子
12	11月30日(月)	派遣労働法(派遣労働法の構造と課題)	法政大学教授 沼田 雅之
13	12月3日(木)	労働者災害補償保険法(労災補償の仕組みと課題)	法政大学講師 山本 圭子
14	12月7日(月)	男女雇用機会均等法(均等法の構造と課題)	専修大学教授 長谷川 聡
15	12月14日(月)	企業のコンプライアンスと労使紛争処理制度 (企業の社会的責任・コンプライアンス、労使紛争処理制度のしくみ) 場所: 川崎市生活文化会館(てくのかわさき) 4階 展示場	弁護士 中川 義宏

申込の流れ

1. 下記申込先へ、申込フォーム、FAX のいずれかでお申し込みください。
2. お申し込みが確認でき次第、納入通知書を郵送します。川崎市の公金を納付できる金融機関窓口
において、受講料3,300円を納入してください。

申込み 問合せ

第122期川崎労働学校運営事務局(ヒューマンアカデミー株式会社)

電話 045-228-7938 FAX **045-228-7975**

URL <https://forms.cloud.microsoft/r/VD3403brat>

※第122期川崎労働学校事業はヒューマンアカデミー株式会社が川崎市から委託を受け運営しております。

所 管 川崎市 経済労働局 労働・人材支援部 電話 044-200-2271 FAX 044-200-3598



▲申込フォーム

かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2189号 令和8年9月1日発行

編集・発行 川崎市経済労働局労働・人材支援部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598

メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の内容について、お気づきの点がある場合は、上記担当までご連絡いただきますよう、
お願い申し上げます。